様式第３号

# 資本的関係又は人的関係に関する申告書

 年 月 日

案件名

所 在 地 申 告 者 商号又は名称

（入札参加者） 代 表 者 氏 名 ㊞

物品調達に係る条件付き一般競争入札の試行に関する要領（以下「要領」という。）第５条第２号カに掲げる資本的関係又は人的関係のある者について、別紙記入上の注意事項に留意の上、次のとおり申告します。

記

１ 要領第５条第２号カ（ア）に掲げる資本的関係のある他の入札参加資格者

① 親会社の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 |
|  |  |  |

② 子会社の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |

２ 要領第５条第２号カ（イ）に掲げる資本的関係のある他の入札参加資格者

① 親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |

３ 要領第５条第２号カ（ウ）または（エ）に掲げる人的関係のある他の入札参加資格者

役員等を兼任している他の入札参加資格者は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 当社の役員等 | 兼任先及び兼任先での役職 |
| 役職 | 氏名 | 商号又は名称 | 所在市町村名 | 役職 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（備考）

・ 記入の対象となるのは、福井市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者に限ります。

・ 記載事項の真偽を確認するため、会社法（平成１７年法律第８６号）第１２１条に規定する株主名簿の写 しその他関係資料の提出を求めることがあります。

・ 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加して用いること。

・ 該当のない事項については、その欄に「該当なし」と記載すること。又、空欄の場合は「該当なし」と

して取扱います。

・ この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領又は福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を行うことがあります。

## （別紙） 記入上の注意事項

Ⅰ １の①及び②に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にある者とは、次のような場合をいいます。

⑴ 一方の会社Ａ※１、※２が他方の会社Ｂの議決権総数の過半数を所有している関係

（Ａ社とＢ社は、同一の入札に参加できません。）

Ａ社（親会社）

Ｂ社は、Ａ社の子会社の関係にある者に該当します。

（Ａ社は、１の②の欄にＢ社に関する事項を記入してください。）

Ａ社がＢ社の議決権の過半数を所有

Ｂ社（子会社）

Ａ社は、Ｂ社の親会社の関係にある者に該当します。

（Ｂ社は、１の①の欄にＡ社に関する事項を記入してください。）

※１ Ａが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

※２ Ａ社の役員がＢ社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となるときを含みます。）を所有している場合を含みます。

⑵ 一方の会社Ａが、⑴の子会社の関係にあるＢ社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Ｃの議決 権の総数の過半数を所有している関係（Ａ社、Ｂ社及びＣ社は、同一の入札に参加できません。）

Ａ社（親会社）

Ｂ社及びＣ社は、Ａ社の子会社の関係にある者に該当します。

（Ａ社は、１の②の欄にＢ社及びＣ社に関する事項を記入してください。）

Ａ社は、Ｂ社の議決権の過半数を所有

Ｂ社（子会社）

Ａ社は、Ｂ社の親会社の関係にある者に該当します。

（Ｂ社は、１の①の欄にＡ社に関する事項を記入してください。）

Ａ社は、Ｂ社と合わせてＣ社の議決権の過半数を所有

Ｃ社（子会社）

Ａ社は、Ｃ社の親会社の関係にある者に該当します。

（Ｃ社は、１の①の欄にＡ社に関する事項を記入してください。）

Ⅱ ２の①に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合をいいます。

Ｂ社の議決権総数の過半数を所有している会社とＣ社の議決権総数の過半数を所有している会社がいずれも

Ａ社※３である場合におけるＢ社とＣ社の関係（Ｂ社及びＣ社は、同一の入札に参加できません。）

Ａ社（親会社）

Ａ社は、Ｂ社の議決権総数の過半数を所有

Ａ社は、Ｃ社の議決権総数の過半数を所有

Ｂ社（子会社） Ｃ社（子会社）

Ｂ社とＣ社は、親会社を同じくする子会社同士の関係にあ る者に該当します。

（Ｂ社及びＣ社は、２の①の欄に、それぞれＣ社又は

Ｂ社に関する事項を記入してください。）

※３ 市の競争入札参加資格の有無、建設業許可の有無及び法人格の有無を問いません。

Ⅲ ３に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合をいいます。

役員等※４兼任

Ａ社 Ｂ社

※４ 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

 ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）

ウ 会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人

エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主

（監査役、会計参与及び執行役員は、役員等に該当しません。）